

## 通所介護 博仁会桜荘 料金表

サービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりです。お支払いいただく「利用者負担金」は、原則としてサービス単位・金額の1割(2割又は3割)の額です。ただし、介護保険給付の支払限度額を超えて、サービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただくこととなります。

### ●【通常規模型介護費 (通常規模)】

| 所要時間<br>(1回あり) | 利用者の要介護度 | サービス単位/金額                      |
|----------------|----------|--------------------------------|
|                |          | 利用者の負担金は、負担割合に応じた金額<br>※(注2)参照 |
| 6時間以上<br>7時間未満 | 要介護1     | 581単位                          |
|                | 要介護2     | 686単位                          |
|                | 要介護3     | 792単位                          |
|                | 要介護4     | 897単位                          |
|                | 要介護5     | 1,003単位                        |
| 7時間以上<br>8時間未満 | 要介護1     | 655単位                          |
|                | 要介護2     | 773単位                          |
|                | 要介護3     | 896単位                          |
|                | 要介護4     | 1,018単位                        |
|                | 要介護5     | 1,142単位                        |

【加算】以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

| 加算の種類          | 加算要件  | サービス単位/金額サービス費用 |
|----------------|---|-----------------|
| 入浴介助加算Ⅰ        | 入浴介助を行った場合<br>(一日につき)   | 40単位            |
| 科学的介護推進体制加算    | イ、利用者ごとの心身の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出している。<br>ロ、サービスの提供に当たって、イに規定する情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用している。 | 40単位/月          |
| 介護職員処遇改善加算Ⅰ    |   | 月の所定単位数の5.9%    |
| 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ |   | 月の所定単位数の1.0%    |
| サービス提供体制強化加算Ⅱ  | 当該加算の体制人員の要件を満たす場合(1回につき)<br>※(注3)  | 18単位            |

|                |             |       |
|----------------|-------------|-------|
| 食費・食事代（おやつも含む） | 663 円×利用日数分 | 663 円 |
|----------------|-------------|-------|

【減算】以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が減算されます。

|              |                              |        |
|--------------|------------------------------|--------|
| 送迎を行わない場合の減算 | 自宅と介護事業所との間の送迎を行わない場合（片道に付き） | 4 7 単位 |
|--------------|------------------------------|--------|

○前記部分を足して頂いた金額が1日の利用料になります。上記の金額×利用回数が一ヶ月にかかる利用料となります。地域区分の見直しにより、ご利用者様の負担額は、上記1単位を10.14円で乗じた1割（2割又は3割）となります。

（注1）上記のサービス単位／金額は、厚生大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しいサービス単位／金額を書面でお知らせいたします。

（注2）上記の本文に記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担頂くこととなりますのでご注意ください。

#### 【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

#### ●その他の料金

上記以外の日常生活において利用者負担が適当と認められるもの（利用者の希望によって提供する日常生活上必要な身の回り品）について、費用の実費をいただきます。

- ・レクリエーション費      実費
- ・オムツ代                      実費